

普及指導員調査研究報告書

課題名：集落営農法人の今後の課題解決に向けた事例調査

農林総合技術センター 技術指導室 担当者氏名：白石 一剛

<活動事例の要旨>

集落営農法人の将来的な課題である「人材確保」「経営規模の拡大」に係る先駆的な取り組み事例を比較することで、課題解決に必要な要素を整理した。

1 普及活動の課題・目標

本県の集落営農法人は205法人（H26年3月）設立されているが、構成員の高齢化により、人材の確保並びに法人間連携による経営体質の強化が課題となっている。

県内では設立初期段階の法人が多いため、県外等の先駆的事例から今後の方向性と課題を抽出する。

2 普及活動の内容

業務の中で対応した先駆的取り組み事例から成立要因のポイントを整理する。

テーマ	時期・場所	組織名
人材確保	11月26日 宇部市	A 組織
人材確保	12月 3日 浜田市	B 地域
広域法人（2階立て）	9月24日 東広島市	（農）法人C
広域法人（合併）	2月 5日 大津市	（株）法人D
人材確保	3月11日 宇佐市	（農）法人E

3 普及活動の成果

(1) 人材確保

農業（法人就業含む）で自立した生活が営まれ、地域に定着するためのシステムづくりの要点。

- 人材の選考（入口）から、養成、就農・定着（出口）までを支援する一体的な施策の構築とロードマップの提示が必要。
- 研修生の将来目標に合わせるだけでなく、受け入れ側は就農可能なモデルをまず情報発信することが重要。
- 就農・定着には受け入れ体制（地域、販売、相談（交流））のための、地域とのネットワーク形成が不可欠。
- ロードマップの検討に必要な7つのキーワード
生活：①住居、②地域のつきあい、③家族の生活
就農：④農地、⑤技術、⑥資金、⑦販路

法人の経営強化と人材養成の要点（法人E）

- 雇用のためには経営体質の強化が前提であり、部門別・月別の精算表等による経営管理と農の雇用事業受給期間に所得目標達成可能な経営拡大を図る具体的な中期計画が必要。
- 経営者の養成は、経営部門の担当制と決済権を付与し栽培から販売までの経営管理を習得する法人内のOJTが重要。なお、経営リスクを回避するため、内部で事前相談可能な信頼関係をまず図る必要がある。

表1 新規就農受け入れ対策の比較

		B地域	A組織
研修生の受入		宿泊体験による地域情報の収集を事前に誘導	一般募集
就農支援	①技術	農業研修制度で専業、兼業コースを設置 農業生産法人、産直グループ等と連携	研修内容は、本人の希望と冬季作業品目の組み合わせで実施
	②農地	集落を受け入れ先と位置付け、 農地、、空き家、里親の3点セットを推進	研修生の希望する品目・栽培方式に適した農地を確保するのが課題
	③事業・資金	国・県等の制度の活用と支援	国・県等の制度の活用と支援
	④販路	営農類型と販路がセット(研修先の販路) (確実に自立可能なしくみづくり)	隣接する直売所・レストランの活用は可能
生活支援	⑤住宅	集落を事業主体とした計画作成(補助事業) (空き家の改修等) 研修住宅、定住住宅、空き家バンク	
	⑥地域のつきあい	地元若者グループの受け入れ	
	⑦家族の生活環境	福祉産業の受け入れ (妻の研修制度、就農初期の生活)	

(2) 広域法人

今後、暮らしと営農を維持するため、面的に人・もの・金・知恵の連携が必要であり、その一つの手段として広域法人の形態がある。広域化の課題は、広域化した機能は活性化するが、集落ごとの活動が弱まることが知られており、集落または広域自治活動と営農体制のバランスのとれた運営が必要である。

表2 広域法人の特徴

	法人C	法人D
経営規模	84ha (13集落で構成)	273ha (12集落営農組織を再編)
設立契機	小学校、診療所廃止等の危機感から地域自治組織「共和の郷・小田」を設立。 この組織が集落営農法人を設立	将来的なオペレータの不足の危機感から、個別法人化が困難なため、既存株式会社11集落営農組織を吸収し組織再編
運営体制の工夫	自治組織、農事組合法人、交流施設運営協議会(「寄りん菜屋」)の組織が地域内で連携 機動的に解決したい課題は農事組合法人が担う	既存会社法人の出資株を基本に、集落持ち株方式を採用(個人に返還しない)。 集落の代表者を取締役に任命し、集落の調整と広域営農体制のバランスを図る
特徴や課題	・女性グループの活動は高齢化とともに停滞し、実施者から雇用者としての活動へ変化 ・地区外からの新規参入は、女性(妻)側から住みよい地域と評価を得たことが大きい ・6次産業化のためパン工房を開設、2号店(販売店舗)を市内に開設	・集落単位の会計に対応したシステムを委託開発し、プレミア方式の利益配分を実施 ・専業農家の圃場利用(連作回避)の対応もあるため、利用権設定、特定農作業受託、一般受託の3形態の収支モデルで地域を調整 ・設立初年目のため、今後の課題は広域の農地利用調整、六次産業化事業が目標

4 今後の普及活動に向けて

- (1) 集落営農法人の人材確保では、農の雇用事業を中心に39名/21法人（農業振興課調べ）就業されており、県内事例の情報共有と事業終了後の定着に向けた課題等を整理し、普及活動として支援のあり方を検討する必要がある。

- (2) 法人間連携では、広義として集落営農法人連携協議会の下部組織である地域協議会の活動、さらには旧市町村単位の集落営農法人独自の話し合いが開始されている。
設立された205法人が継続的な地域な担い手となるよう、課題解決に向けた法人自ら実践活動が展開できるように、合意形成手法、課題解決実践手法の共有化を図る。